

新旧対照表（1 / 3）高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要
<p>第1条～第6条 <中略>※変更なし</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、<u>軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）</u>又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項</p> <p>(5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(10) 間接補助事業者に県税の滞納がないこと。</p> <p>(11) 間接補助事業者が住宅を所有していない場合、間接補助事業者が行う発電設備等の設置について所有者の承諾を得ていること。</p> <p>(12) 間接補助事業者が県からの交付金、補助金、助成金等についても、不正受給をしていないこと。</p> <p>(13) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。</p>	<p>第1条～第6条 <中略>※変更なし</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、<u>軽微な変更（事業費の減額又は事業間の配分の変更をいう。）</u>又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項</p> <p>(5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(10) 間接補助事業者に県税の滞納がないこと。</p> <p>(11) 間接補助事業者が住宅を所有していない場合、間接補助事業者が行う発電設備等の設置について所有者の承諾を得ていること。</p> <p>(12) 間接補助事業者が県からの交付金、補助金、助成金等についても、不正受給をしていないこと。</p> <p>(13) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。</p>	<p>・第7条の軽微な変更の記載の修正</p>

【次ページに続く】

新旧対照表（2 / 3）高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要
<p>第8条～第20条 <中略>※変更なし</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条、第17条及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><中略></p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年3月31日から施行する。</p>	<p>第8条～第20条 <中略>※変更なし</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条、第17条及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><中略></p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年3月31日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月3日から施行する。</u></p>	<p>今回の一部改正に伴った附則の追加</p> <p>要綱施行日</p>

【次ページに続く】

新旧対照表（3／3）高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要												
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>（1）補助率及び補助金額</p> <p>間接補助率とは、市町村が間接補助事業者の間接補助金を交付する際の1kW(kWh)当たりの補助額のことをいう。</p> <p>補助金額は、間接補助事業者が設置する住宅用太陽光発電設備と蓄電池設備等の設置に対する補助金額の合計額とする。kW(kWh)当たりの補助額は1件ごとに設備容量の小数点第3位までを切り捨て、補助率をかけるものとし、1件あたりの合計額に千円未満の端数が発生する場合は、1件ごとに千円未満を切り捨てて交付する。</p> <table border="1" data-bbox="231 625 1276 1768"> <thead> <tr> <th>補助対象設備</th> <th>補助率及び補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住宅用太陽光発電設備</td> <td> <p>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量※1に、4万円/kW（間接補助率が4万円/kW未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。</p> <p>※1 太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てた値とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>2 住宅用蓄電池等設備</td> <td> <p>間接補助事業者ごとに、以下（1）又は（2）どちらか一方のみを利用できるものとする。</p> <p>（1）住宅用蓄電池設備</p> <p>ア 補助対象設備は、定置用蓄電池とする。</p> <p>イ 補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWh（間接補助率が4万円/kWh未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。</p> <p>（2）V2H充放電設備</p> <p>ア 補助対象設備は次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備とする。なお、令和7年3月31日以降に次世代自動車振興センターにおいて、新たに補助対象設備が追加された場合には、本事業の補助対象設備に追加する。</p> <p>イ 補助金額は、以下①、②のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。</p> <p>① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金において銘柄ごとに定める補助金交付上限額（補助率1/2分）に0.4を乗じた金額</p> <p>② V2H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額</p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html</p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）補助対象経費については、市町村が間接補助対象事業者に交付した額とし、間接補助対象経費については、市町村が定める補助要綱のとおりとする。</p>	補助対象設備	補助率及び補助金額	1 住宅用太陽光発電設備	<p>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量※1に、4万円/kW（間接補助率が4万円/kW未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。</p> <p>※1 太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てた値とする。</p>	2 住宅用蓄電池等設備	<p>間接補助事業者ごとに、以下（1）又は（2）どちらか一方のみを利用できるものとする。</p> <p>（1）住宅用蓄電池設備</p> <p>ア 補助対象設備は、定置用蓄電池とする。</p> <p>イ 補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWh（間接補助率が4万円/kWh未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。</p> <p>（2）V2H充放電設備</p> <p>ア 補助対象設備は次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備とする。なお、令和7年3月31日以降に次世代自動車振興センターにおいて、新たに補助対象設備が追加された場合には、本事業の補助対象設備に追加する。</p> <p>イ 補助金額は、以下①、②のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。</p> <p>① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金において銘柄ごとに定める補助金交付上限額（補助率1/2分）に0.4を乗じた金額</p> <p>② V2H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額</p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html</p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>（1）補助率及び補助金額</p> <p>間接補助率とは、市町村が間接補助事業者の間接補助金を交付する際の1kW(kWh)当たりの補助額のことをいう。</p> <p>補助金額は、間接補助事業者が設置する住宅用太陽光発電設備と蓄電池設備等の設置に対する補助金額の合計額とする。kW(kWh)当たりの補助額は1件ごとに設備容量の小数点第3位までを切り捨て、補助率をかけるものとし、1件あたりの合計額に千円未満の端数が発生する場合は、1件ごとに千円未満を切り捨てて交付する。</p> <table border="1" data-bbox="1380 625 2424 1768"> <thead> <tr> <th>補助対象設備</th> <th>補助率及び補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住宅用太陽光発電設備</td> <td> <p>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量※1に、4万円/kW（間接補助率が4万円/kW未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。</p> <p>※1 太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てた値とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>2 住宅用蓄電池等設備</td> <td> <p>間接補助事業者ごとに、以下（1）又は（2）どちらか一方のみを利用できるものとする。</p> <p>（1）住宅用蓄電池設備</p> <p>ア 補助対象設備は、定置用蓄電池とする。</p> <p>イ 補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWh（間接補助率が4万円/kWh未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。</p> <p>（2）V2H充放電設備</p> <p>ア 補助対象設備は次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備とする。なお、令和8年__月__日以降に次世代自動車振興センターにおいて、新たに補助対象設備が追加された場合には、本事業の補助対象設備に追加する。</p> <p>イ 補助金額は、以下①、②のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。</p> <p>① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金において銘柄ごとに定める補助金交付上限額（<u>災害拠点・公共施設分</u>補助率1/2分）に0.4を乗じた金額</p> <p>② V2H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額</p> <p>次世代自動車振興センター：令和6年度補正・令和7年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html</p> <p>次世代自動車振興センター：令和6年度補正・令和7年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6ho/R6h_v2h_meigaragotojougen.pdf</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）補助対象経費については、市町村が間接補助対象事業者に交付した額とし、間接補助対象経費については、市町村が定める補助要綱のとおりとする。</p>	補助対象設備	補助率及び補助金額	1 住宅用太陽光発電設備	<p>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量※1に、4万円/kW（間接補助率が4万円/kW未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。</p> <p>※1 太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てた値とする。</p>	2 住宅用蓄電池等設備	<p>間接補助事業者ごとに、以下（1）又は（2）どちらか一方のみを利用できるものとする。</p> <p>（1）住宅用蓄電池設備</p> <p>ア 補助対象設備は、定置用蓄電池とする。</p> <p>イ 補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWh（間接補助率が4万円/kWh未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。</p> <p>（2）V2H充放電設備</p> <p>ア 補助対象設備は次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備とする。なお、令和8年__月__日以降に次世代自動車振興センターにおいて、新たに補助対象設備が追加された場合には、本事業の補助対象設備に追加する。</p> <p>イ 補助金額は、以下①、②のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。</p> <p>① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金において銘柄ごとに定める補助金交付上限額（<u>災害拠点・公共施設分</u>補助率1/2分）に0.4を乗じた金額</p> <p>② V2H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額</p> <p>次世代自動車振興センター：令和6年度補正・令和7年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html</p> <p>次世代自動車振興センター：令和6年度補正・令和7年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6ho/R6h_v2h_meigaragotojougen.pdf</p>	<p>・要綱改定日以降の記載に時点修正</p> <p>・国V2H補助金の最新版にあわせて係数を乗じる欄に係る項目を追記し、明確化</p> <p>・国V2H補助金の最新版にあわせる形でURL等を時点修正</p>
補助対象設備	補助率及び補助金額													
1 住宅用太陽光発電設備	<p>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量※1に、4万円/kW（間接補助率が4万円/kW未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。</p> <p>※1 太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てた値とする。</p>													
2 住宅用蓄電池等設備	<p>間接補助事業者ごとに、以下（1）又は（2）どちらか一方のみを利用できるものとする。</p> <p>（1）住宅用蓄電池設備</p> <p>ア 補助対象設備は、定置用蓄電池とする。</p> <p>イ 補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWh（間接補助率が4万円/kWh未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。</p> <p>（2）V2H充放電設備</p> <p>ア 補助対象設備は次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備とする。なお、令和7年3月31日以降に次世代自動車振興センターにおいて、新たに補助対象設備が追加された場合には、本事業の補助対象設備に追加する。</p> <p>イ 補助金額は、以下①、②のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。</p> <p>① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金において銘柄ごとに定める補助金交付上限額（補助率1/2分）に0.4を乗じた金額</p> <p>② V2H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額</p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html</p> <p>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf</p>													
補助対象設備	補助率及び補助金額													
1 住宅用太陽光発電設備	<p>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量※1に、4万円/kW（間接補助率が4万円/kW未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。</p> <p>※1 太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てた値とする。</p>													
2 住宅用蓄電池等設備	<p>間接補助事業者ごとに、以下（1）又は（2）どちらか一方のみを利用できるものとする。</p> <p>（1）住宅用蓄電池設備</p> <p>ア 補助対象設備は、定置用蓄電池とする。</p> <p>イ 補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWh（間接補助率が4万円/kWh未満の場合は同額）を乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。</p> <p>（2）V2H充放電設備</p> <p>ア 補助対象設備は次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備とする。なお、令和8年__月__日以降に次世代自動車振興センターにおいて、新たに補助対象設備が追加された場合には、本事業の補助対象設備に追加する。</p> <p>イ 補助金額は、以下①、②のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。</p> <p>① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金において銘柄ごとに定める補助金交付上限額（<u>災害拠点・公共施設分</u>補助率1/2分）に0.4を乗じた金額</p> <p>② V2H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額</p> <p>次世代自動車振興センター：令和6年度補正・令和7年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html</p> <p>次世代自動車振興センター：令和6年度補正・令和7年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6ho/R6h_v2h_meigaragotojougen.pdf</p>													

※そのほか別記様式及び別記様式別紙については、令和7年度の運用の課題を踏まえ、修正。